

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和7年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 ・国民健康保険料の賦課及び収納、滞納業務 ・国民健康保険加入適用適正化業務 ・医療費適正化の推進 ・生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 ・転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、国民健康保険システム、滞納整理支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
(2)国民健康保険特定個人情報ファイル
(3)滞納特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一30の項、並びに地方税法 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、並びに地方税法 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) : 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、以下の対策を徹底している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーの紐づけを行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認し、その記録を残す。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるロッカーに保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象のシステムを使用する職員を限定しており、年度ごとに適切に管理を行っている。また、システムへログインする際には、ユウザーID、指紋認証・個人ログインカード及びパスワードを必要としているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	5の①部署	生活福祉部健康保険課	生活部保険年金課	事後	
平成28年12月22日	5の②所属長	生活福祉部健康保険課長 小倉 奉昭	生活部保険年金課長 中村 光彦	事後	
平成28年12月22日	8連絡先	生活福祉部健康保険課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805	生活部保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805	事後	
平成30年4月1日	5の②所属長	生活部保険年金課長 中村 光彦	生活部保険年金課長 秦 久司	事後	
平成31年4月1日	5の2の①部署	生活部保険年金課	保険年金課	事前	
平成31年4月1日	5の2の②所属長	生活部保険年金課長 秦 久司	保険年金課長	事前	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	7の請求先	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800	事前	
平成31年4月1日	8の連絡先	生活部保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805	保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800	事前	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
令和2年9月25日	I-1. ②事務の概要		(追記) また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う変更
令和2年9月25日	I-1. ②事務の概要		(追記) ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う変更
令和2年9月25日	I-1. ③システムの名称		(追記) 国保総合システム及び国保情報集約システム、	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う変更
令和2年9月25日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠		(追記) ＜オンライン資格確認の準備業務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う変更
令和2年9月25日	I-4. ②法令上の根拠		(追記) ＜オンライン資格確認の準備業務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う変更
令和2年9月25日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/7/1	2020/4/1	事後	
令和2年9月25日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/7/1	2020/4/1	事後	
令和3年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/3/1	事後	
令和3年4月1日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/3/1	事後	
令和3年8月27日	I 1②事務の概要	なお、番号法第19条第7項の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられ	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた	事前	I デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する
令和3年8月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、並びに地方税法	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、並びに地方税法	事前	I デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する
令和6年2月22日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2021/3/1	2024/2/1	事後	
令和6年2月22日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/3/1	2024/2/1	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更